

この件についてのお問い合わせ先・・・長崎県電気工事業工業組合

連絡先電話番号・・・095-862-1975

手数料納付書での納付

手数料納付書で納付を行う時の流れ（書面申請のみ）

1. 県が発行する手数料納付書と申請書を長崎県電気工事業工業組合で入手し、納付書にあらかじめ住所（1箇所）と氏名（3箇所）を記入します。

2. 納付書により金融機関の窓口で支払を行います。

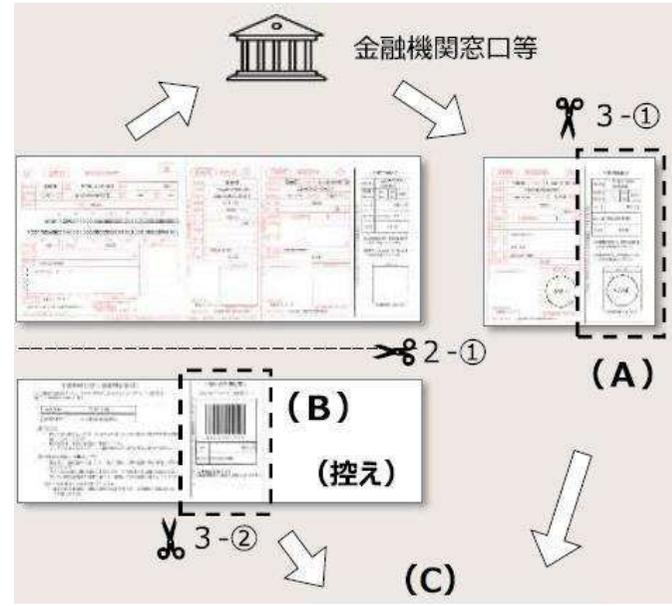
支払できる金融機関

- 1. 県内の金融機関
- 2. 郵便局（九州内（沖縄を除く））
- 3. みずほ銀行（全国）

× 【注意】（支払不可）
コンビニ、県庁売店、
振興局等の窓口

納入者の住所(B)・氏名(A・C・D)欄は、申請者が記入
※ 未記入の場合は、金融機関での納付はできないので注意すること

- ①手数料納付書の控え部分を切り離します。
(控え部分もあとで必要になりますので手元に保管します。)
- ②切り離れた納付書により、窓口で支払います。
- ③「領収証書・納付済証」を受け取ります。



納付書は、長崎県電気工事業工業組合で取得できます。

※郵送等での取得は、有料（送付料必要）となりますので、ご注意ください。（郵送受付 長崎県電気工事業工業組合本部のみ）

(別紙)

手数料納付済申出書

申請者名		
納付した手数料の内容		
※領収証書から切り離した<納付済証>を貼付	※納付書の控え右側の<納付済証 照合票>を貼付	

(使用上の注意点)

- ※ 手数料を納付書で納付した場合に使用する用紙です。
- ※ 納付書の上側の太枠内に申請者の「氏名(名称)」を記入ください。

【納付書で納付の場合】

領収証書から切り離した<納付済証>と納付書の控え部分から切り離した<納付済証 照合票>の2つを貼付

【県処理欄】

- 財務会計システムへの申請書等受付の登録

